

港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例新旧対照表

改正案

現行

<p>1   この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>付則</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員の超過勤務及び休日勤務)</p> <p>第五条 職員については、原則として、超過勤務（港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）第十条第一項に規定する超過勤務をいう。次項において同じ。）及び休日勤務（勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日における勤務をいう。次項において同じ。）はさせないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>
---	---

(港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

2| 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年港区条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

(港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3| 港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成十二年港区条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十条に規定する勤務」を「第十条第一項に規定する超過勤務」に改める。